

偽造株券等の未然防止及び早期発見への対応について
「偽造株券等対応検討ワーキンググループ」報告書

平成 16 年 8 月 23 日

日本証券業協会

偽造株券等対策検討ワーキンググループ名簿

日 本 証 券 業 協 会

浅 野 仁 徳	日本証券決済	証券業務部グループリーダー
池 村 正 徳	楽天証券	証券管理部長
大 島 眞	証券保管振替機構	業務部次長
木 村 晃	東京証券取引所	上場部上場サポート担当課長
葛 貫 繁	いちよし証券	資金証券部次長
櫻 井 篤 彦	中央三井信託銀行	証券代行部企画グループ調査役
田 中 修	日興コマーシャル証券	証券事務企画部企画管理課長
田 中 秀 幸	エース証券	東京業務部商品証券管理課長
為 谷 孝 一	丸國証券	経理部長
中 川 忠 洋	みずほ銀行	証券部企画チーム調査役
中 村 尚 人	野村証券	決済部株式決済課長
橋 本 康 弘	日本証券代行	証券決済部証券決済業務課長
山 口 成 崇	大和証券	業務部業務二課次長

(五十音順、敬称略)

事務局：日本証券業協会 エクイティ市場部

偽造株券等の未然防止及び早期発見への対応について
「偽造株券等対応検討ワーキンググループ」報告書

平成 16 年 8 月 23 日
日本証券業協会

はじめに

従来、偽造株券事件は二年に一回程度の頻度で発生するに留まり、被害金額もそれほど多くない状況にあったが、本年5月に発生したNOK(株)株券の偽造事件は、複数の会員が相当の被害に遭っており、従来と比較して株券の偽造枚数も多く、手口も巧妙になっていることから、今後予定されている株券不発行制度創設までの間、同様の事件が多発する危険性がある。

会員においては、偽造株券事件について未然防止の観点から個別に社内ルールを設けるなど、従来から一定の規定を持って対応してきたところであるが、今回の偽造株券事件の状況を勘案すると、証券界においても偽造株券に対する情報の迅速な共有化など、偽造株券による被害の未然防止を図るための抜本的な対応について検討する必要があると考えられることから、必要な事務手続きの再構築も視野に入れ実務的な検討を行うため、本年6月8日付けで本協会に「偽造株券等対応検討ワーキンググループ」を設置し、8月までの間7回にわたって検討を行ってきたところである。

この報告書は、当ワーキンググループにおいて指摘された問題点及びその方向性について取りまとめたものである。

・検討の視点

株券等の偽造及び偽造した株券等の使用は、刑法第 162 条及び第 163 条により罰せられる重大な犯罪であり、警察等の捜査機関により徹底した摘発及び捜査がなされるべき事案である。

同時に、これらの犯罪が横行することは、取引の安全性が確保できなくなるという意味で、有価証券の流通全般に対する信頼が大きく損なわれる恐れが大きいため、証券界としても看過できない問題である。

このため、本ワーキンググループでは、偽造株券等が会員を介して流通することを未然に防止するとともに、会員が偽造株券等を発見した場合における対応について検討を行うこととした。

特に、偽造株券等の早期発見、未然防止のために、会員における受入れ株券の対応から株券の真贋チェックを経て売却注文を受託するまでの標準的スキームの確立、偽造等の疑いがある株券に関する情報の集約化と周知方法の見直し、偽造株券等が発見された場合の当該情報の連絡体制及び開示方法の見直し、証券界における事故株券に関する諸ルールの見直し、盗難株券の取扱い等、その他関連事項について検討を行うこととした。

・偽造株券の早期発見のための対応

偽造株券事件を未然に防止するためには、顧客から持込まれた株券を会員の窓口において確認することにより排除することが望ましいものの、大量の株券が持込まれる日常の事務作業の中で、精巧な偽造株券を見分け確実に窓際で食い止めることは非常に難しいのが現状である。そこで、本人名義の株券が持込まれた場合でも、すぐに売却注文を受託するのではなく、一定の真贋チェックを行った後に受託する手続きの導入について次のとおり検討を行った。

また、疑わしき情報を入手した場合、出来る限り早期に関係者間で情報の共有化を図るなどの対応が求められることから、以下の項目について検討を行った。

1．会員の受託体制の見直し

顧客からの株券持込み及び注文の受託について

本人確認の厳格化

あらかじめ口座開設時の本人確認の段階において、一定の確認作業が行われれば偽造株券事件の被害に合う可能性を最小限に食い止めることが出来たのではないかと反省に立って、顧客が会員の店頭等で口座を開設するにあたっての本人確認のあり方についても確認を行った。

本人確認については、既に平成15年1月6日より「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」(本人確認法)が施行され、これに基づき各社において事務が行われているが、偽造株券の問題のみでなく仮名取引やなりすまし防止の観点からも、口座開設時における本人確認の重要性が認識された。

本人確認方法の見直し等については、例えば複数の本人確認書類や写真のある本人確認書類の受入れや、顧客自らが住所等を記載する本人確認書類の受入れを行わないなどの対応について検討を行ったが、「本人確認法」を超える対応は事務的に難しいことから、本人確認書類の受入れの見直しは行わないこととした。

ただし、偽造株券の持込予防の観点から、会員において個人投資家から本人確認書類の提示・送付を受けた場合には、顧客の住所宛に転送不要扱いの配達記録郵便で郵送物を郵送したり、口座開設時のヒアリング等において株券の入手経路を確認するなどの対面インタビューにおける顧客態度等に係る確認の強化を検討することで意見が一致した。

持込み株券の受入れ手続き

従来から会員各社においては、既存顧客、新規顧客問わず、原則顧客からの持込み株券の受入れに際し本人名義以外の株券の受入れを行わない手続きを行ってきたが、今後も原則として本人名義以外の株券の受入れを行わないこととし、他人名義の株券が持込まれた場合は、名義書換を条件として受け入れることとすることで意見が一致した。

なお、個人顧客等から株券を受け入れる際に、窓口において比較的簡易に識別できる株券の様式性(多色細線模様、すかし及び所定印刷会社名の記載の有無)等の確認を徹底する必要があるのではないかと指摘があった。確認作業は会員の窓口において実務上対応が困難な場合も想定されるが、可能なものについて極力実施する方向で検討することとした。

売り注文の受託

会員における顧客からの持込み株券の受入れについては、新規顧客については売り注文の受託を行わないこととしている場合が多

く、注文を受託する場合でも、名義書換後や(株)証券保管振替機構（以下「機構」という。）の株券喪失登録情報等照会システム（以下「シトラス」という。）での照会後に売却注文の受入れなどの対応が実施されていることから問題無いものの、既存顧客の持込み株券については、株券の受入れと同時に売却注文を受託しそのまま約定まで至るケースが多く見受けられた。このような対応では、偽造株券の真贋チェックがほとんど行われないうまま偽造株券が売却されてしまうこととなることから、未然防止対応を行うことは難しく、被害の拡大を招く恐れがある。

そこで、今後は、原則として個人投資家、機関投資家を問わず、持込み株券を受入れた場合は、機構に早期に預託することとし、名義書換等の手続きを通じて株券の真贋判定を行った後に売り注文を受託することで、意見が一致した。

なお、売り注文の受託は、一定の真贋期間を経た後に行うことになることを、広く顧客に周知することが必要であるとの意見が多く提示された。

もちろん、売り注文の有無に関わらず、持込み株券を受入れた際には、機構に早期に預託することが重要であるとの認識も確認された。

例外措置

上記のとおり、株券を受入れた場合は原則機構に預託することとしたが、現実的な実務対応として適格機関投資家、事業会社又は非居住者から持合い株券等の保管を委託された場合等においては、会員の金庫等で保管するなどの対応が行われている。さらに、機関投資家等との間では、株券と資金を同時に受渡・決済することを原則として実務を構築している会員もある。このような場合においては、持込み株券を本人名義に書換えを行った上で、会員の金庫で保管したり、売却する等の措置を行う必要があるとの意見が出されたことから、このような取扱いについては、例外措置として取扱えることとすることで意見が一致した。

ポスターの作成等

上記の対応を行う場合、受入れ株券について一定の真贋判定手続きを行うため早期の売却は出来ない旨の説明を顧客に十分行い理解を得る必要があるとともに、偽造株券等の防犯に係る牽制手段の一環として、店頭に掲示できる統一のポスター等を作成し、顧客に対し主旨の理解を図る必要があるとの意見が提示され、今後具体的な対応を検討することで意見が一致した。

会員における株券の確認等

会員における受入れ株券の確認

現在、会員は持込み株券を受入れた後、機構預託するまでの間、株券喪失登録の有無等についてシトラスの機能により確認等を行っている。シトラスは、株券失効制度の導入に伴って、株券喪失登録等が行われた株券を預託対象から排除するために開発されたものであるが、シトラスに株券番号を照会すると各社の当該株券に対する照会履歴が保存され、既に他社から複数の照会があった場合、当該株券になんらかの問題が潜在する可能性が考えられることから、偽造の疑いがある株券の発見にも利用できることが期待されている。

そこで、会員が持込み株券を受入れた場合、シトラスによる株券の重複照会状況を偽造の疑いがある株券の早期発見に最大限活用することが望ましく、当該活用方法等については引き続き検討することで意見が一致した。

なお、シトラスの利用に当っては、シトラスが現在持つ機能だけでは限界があることから、あわせて各社においてシステム対応を行う必要があるなど、有効利用の方法についても検討を行うこととした。

真贋判定ルートの設置に関する要望

現在、会員が受入れ株券に疑義があると判定した株券については、機構を通じた名義書換手続きの中で真贋判定を行う方法があるが、株券の真贋判定は緊急を要することから、今後、偽造の疑義が生じた場合は速やかに名義書換代理人に連絡をとり、真贋判定を行えるルートの設置について、信託銀行等の関係者に対し要望を行うことで意見が一致した。

2. 偽造・変造の疑いがある株券に係る情報の連絡体制の整備について

会員からの関係機関への報告体制の確立

情報提供

現在、偽造株券の持込みや不審顧客の株券持込みに関し、当該情報を共有する手段が存在しない。しかし、今回のNOK(株)偽造株券事件においても顧客の持込み株券が疑わしいと判断し、被害を回避した会員も存在することから、これらの情報を出来る限り早

期に関係者が共有することは、被害の未然防止に効果があり、また偽造株券の早期発見にも有効である。

そこで、会員が偽造株券等の疑いのある情報を入手した場合、被害の未然防止や偽造株券等の早期発見の観点から、必要に応じて本協会へ報告することとする事で意見が一致した。

ただし、どのような状態が疑わしい情報であるかをあらかじめ定義することは困難であり、また不必要な情報を提供することは、無用な混乱を招くことにもなることから、その判断は会員各社に委ねることとし、当面、情報の受入窓口を設置することで対応を行うこととした。

報告時期及び方法

会員が疑わしいと判断した情報は、本協会から関係者間に対し早期に伝達され共有化される必要があることから、会員は、当該情報をできるだけ速やかに本協会に報告することとした。

ただし、平成15年5月30日に公布され平成17年4月から施行される「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」についての検討を別途行っていることを勘案し、この検討経過を見据えつつ、具体的な報告内容について検討していくこととした。

また、連絡方法については、電話、FAX、メールなどの手段を使用することが想定されるが、報告に当たって様々な情報が発生することが想定されることから、特定の様式をあらかじめ定めることは難しく、情報提供方法はその都度対応することとし、必ずしも限定しないことで意見が一致した。

関係機関及び会員等への情報周知体制

関係機関への情報周知

偽造・変造の疑いがある株券に関する報告を受けた本協会は、当該情報を取引所及び機構の間で共有するために、当該機関へ周知を行うこととした。具体的な情報周知方法等については、今後、取引所、機構等との間で検討することとし、可能な限り情報の早期の共有化に努めることとした。

会員へのフィードバック

本協会は、必要に応じて当該情報を会員へ周知することとした。当該情報については、迅速な周知が必要であることから、新しい情報が入手される都度、当該情報を発信することで意見が一致した。その際、投資家等に無用の混乱をきたす可能性があることから、当該情報は会員限りとし、対外的に当該情報を周知することはしないこととした。

なお、当該情報の詳細を会員間で情報交換が行えるような仕組みの構築については、引き続き検討を行うことが確認された。

・偽造株券等の発見とその対応について

偽造株券等を早期発見するために、会員において一定のスキームで持込み株券の受入れを行い、株券の真贋判定を行える事務手続きを確立したとしても、実際の偽造株券発見のための機構における名義書換請求及び名義書換代理人における名義書換手続きが早期に行われないと、今回の対応は無意味となってしまうことから、機構、名義書換代理人及び発行会社における対応についても検討するとともに、偽造株券が発見された場合の連絡体制の見直し等についても以下のとおり検討を行った。

1. 機構における偽造株券等の発見における対応

機構における預託の促進

の「売り注文の受託」で結論に至ったとおり、会員は受入れ株券を早期に機構に預託することとしたが、さらに可能な限り株券を機構に集約するような対応を促進し、現物株券の流通量を減らす努力を行うことも重要であるとの確認が行われ、本ワーキンググループとして、機構に対し会員が預託を行いやすい環境を整える観点から株券の預託促進のための諸施策の検討を行うよう要望することとした。

特に、特定口座にタンス株券を入れることが出来るのは本年末までとなっていること、今後5年以内に株券不発行制度が施行されることなども勘案し、これと合わせ個人投資家に対しても広く働きかけを行うこととする。

名義書換手続きの早期化

機構においては、従来預託株券を受入れた場合、7営業日サイクルで名義書換請求を行ってきたが、これを本年6月28日より5営業

業日サイクルに期間短縮を行ってきたところである。この名義書換請求のサイクルを極力短縮することで、名義書換代理人及び発行会社における真贋判定着手までの期間を短縮できることから、本ワーキンググループとして、機構に対し、会員から預託を受けた株券について、従来以上に速やかに名義書換請求を行うよう要請することで意見が一致した。

シトラスの改善について

偽造株券等の情報検索手段は、現在、唯一シトラスの重複照会機能が存在するだけである。そのためこの機能を充実、強化することが望ましいと考えるが、シトラス自体は、株券失効制度の下における株券喪失登録情報等の検索を目的として創設したものであり、偽造株券の発見自体を目的としたものではないことに十分留意すると共に、システム改善の効果を発揮するためには、利用者が当該システムを利用した検索体制を整えることが不可欠となることに留意する必要がある。また、シトラスのシステム投資コストは、全ての利用者の負担により賄うこととなっていることから、シトラスの改良に伴うコストと効果を十分検討する必要がある。

そのような前提に立って、シトラスについては、偽造株券等の情報照会を行える環境の創設や重複情報照会機能について、「偽造株券」の追加や、現在、OCR 入力分の番号のグループと手入力分の番号のグループとを別体系で管理している仕様を統合し、全入力分に対して重複情報照会ができるようにする改善などの検討が必要であるとの意見が提示された。

2. 名義書換代理人等における偽造株券等の発見における対応

名義書換代理人における発見の早期化

現在、名義書換代理人では、名義書換請求を受理してから、名義書換を終了するまで概ね5営業日程度の期間を要している。機構における名義書換請求サイクルをより短縮した場合、名義書換代理人においても、この名義書換に要する期間の短縮化を図り、株券の早期の真贋判定を行うことが必要であるとの意見が多数提示された。

一方で、名義書換代理人は偽造株券を発見するために業務を行っている訳ではなく、名義書換手続きにおける審査・確認作業の一環の中で偽造株券が持ち込まれてくるとも想定しているとの認識であることから、偽造株券の早期発見を行うことは難しいとの意見もあった。

いずれにせよ、最近の偽造株券は巧妙かつ精巧であることから、真贋の確認にはそれなりの期間を要することも理解できる一方で、

本ワーキングとしては、偽造株券の早期発見のためのスキームを構築するために、名義書換代理人に対して、機構からの名義書換提出の受付から偽造株券発見までの期間をこれまで以上に短縮する体制を構築するよう要望することとで意見が一致した。

発行会社における対応

株券の真贋チェックの最終責任は、発行会社にあると考えられている。そのため、名義書換代理人にのみ真贋チェックの早期化を要望するのでは十分ではないことから、名義書換手続きにおいて発行会社と名義書換代理人との間でより短期間で確実に真贋チェックを行えるような仕組みを構築するよう、本ワーキングとして市場開設者等を通じて要望することとした。

なお、加えて発行会社に対しては、偽造株券発見時に必要となる事務対応や注意事項について、市場開設者を通じて再度周知することで、意見が一致した。

3. 関係機関と連絡体制の確立

取引所等への連絡

偽造株券等が発見された事実は、速やかに関係者に周知されなければならない。この周知体制については、現状において明確なルールが存在しているわけではない。本協会及び取引所は、その規定に基づき名義書換代理人を指定しているが、名義書換代理人との間で、情報の連絡について確認が行われているところである。

したがって、今後とも発行会社及び名義書換代理人が偽造株券等を発見した場合、取引所等に対し速やかに当該情報を提供することが望ましい。そのため、当該連絡体制が既に確立していることを取引所等は再度発行会社及び名義書換代理人に確認を行うとともに、対外的に周知を行うことで意見が一致した。

また、名義書換請求を行っている機構に対しても、名義書換代理人から偽造株券発見等の情報が入るが、取引所等への連絡同様、タイムラグ無く、速やかに機構へその旨の連絡を行う体制の再確認が必要である。

市場関係者間の情報の共有化

発行会社及び名義書換代理人から連絡を受けた取引所等は、その事務スキームにおいて、速やかに取引参加者へ通知を行うことと

しているが、証券界全体での情報周知の観点から、他の関係機関（本協会、日本証券決済及び日本証券クリアリング機構等）へ当該情報を速やかに連絡することが必要である。現在は、各機関の間で明確な情報周知の体制が敷かれているわけではないことから、今後各機関の間で明確な連絡体制を確立し、役割分担を明確化するための検討を行うことで、意見が一致した。

会員、取引参加者等への連絡

偽造・変造株券を発見した旨の連絡を受けた各関係機関は、従来どおり当該内容を会員、関係者等へ速やかに周知することが必要である。その際の一定の手続きについて、各機関において対応を検討することが望まれる。

なお、周知する内容については、発行会社等から偽造株券の名義人等の情報も得ることとし、可能な限りにおいて偽造株券と真正株券の比較等の周知を行うこととすることで意見が一致した。

4. 偽造・変造株券の開示体制の見直しについて

発行会社によるプレスリリース

偽造株券等が発見された場合、発行会社に対しては取引所等が速やかに開示を行うよう要請を行うこととされている。したがって、今回の検討において大きな見直しを行う点は見受けられなかったものの、その開示内容について統一的な取扱いが望ましいとの意見が提示された。

例えば、偽造株券の特徴を示す上で重要な情報である真正株券と偽造株券の比較や名義人の氏名などについても記載するなどの方向での検討を引き続き行うべきであるとの意見であった。一方で、名義人の情報の開示は、個人情報保護法上問題があるのではないかと指摘や名義人名を開示した場合には当該名義人があたかも犯人であるかのような誤解を与えるおそれがあるのではないかといった意見も散見された。

いずれにせよ、発行会社が引き続き適正な開示を速やかに行うよう、取引所等は引き続き指導を行うべきであるとの考え方で、意見が一致した。

被害状況の報告

本協会への報告

偽造株券事件が発生した場合は、二次的な被害拡大を予防する観点から、偽造株券発見時の報告とは別に偽造株券等で被害を受け、または被害を受けそうになった会員は、その状況を速やかに本協会に報告することとし、本協会は、当該情報の報告窓口を速やかに構築し、各社からの報告を受ける体制を整えることで意見が一致した。

被害状況の周知

本協会は、会員から報告を受けた被害状況等（被害地域、被害金額、被害者数等）を速やかに取り纏め、会員等の関係者に通知することとした。なお、その場合、被害を受けた会員名の開示は行わないこととする。

また、当該情報は、会員間での有効利用を目的とするものであることから会員限りとし、発行会社が事件発生の開示を行うので、報道機関等外部への開示は不要とすることで意見が一致した。

なお、会員向けの通知の発出において、警察等による捜査との関係で内容を一部伏せざるを得なくなる場合は、その旨の通知を行うこととする。

．ガイドラインの制定等及び事故株券の処理に関する既存規則の見直しについて

今まで検討してきた内容について、各会員の営業姿勢・判断や一定のスキームを強制する規則とすべきか、ガイドラインとして実務的な指針を示すべきであるかの検討を以下のとおり行った。また、あわせて、取引所及び機構の規則のあり方や各社における社内規則の制定を義務付ける規則の制定等について検討を行った。

さらに、本協会では、会員間の事故証券の取扱いについて「店頭売買事故証券の処理に関する規則」（統一慣習規則第一号）を昭和51年に制定し、同様に東京証券取引所（以下「東証」という。）の会員懇談会は昭和24年に「事故株券及び権利の引渡未済の処理に関する申合」を制定し、その取扱いを規定していたが、今回のワーキングでの検討や東証における会員制の廃止などの環境変化を踏まえ、これらの規定の取扱いについてその存置も含め検討した結果、以下のとおりの結論に達した。

1．ガイドラインの制定等及び会員における社内規則の点検について

本協会におけるガイドラインの制定

偽造株券の未然防止、早期発見のために、上記 及び で検討した内容（会員における株券の受入れから注文発注等までの事務手続き及び関係者間の連絡体制の確立等）について、統一的なガイドラインを本協会において制定することとする事で意見が一致した。

また、やむを得ない事情がある場合の例外的取扱いが必要であり、その場合は、自社のリスクと責任において実施することが確認された。

なお、その際、真贋判定までの期間を極力短くするために、関係者が最大の努力を行うこととし、別添日程を標準日程とすることとした。そのため、機構及び名義書換代理人における期間短縮については、当該ガイドラインの趣旨を勘案し、短縮化に努めるよう要望することとした。

取引所及び機構における規則の制定等

従来から行われてきた発行会社等が偽造株券を発見した場合の通報体制及び取引所が取得した偽造株券情報を開示する為の手続きについて見直し、各関係機関との情報の共有化に向けた取り決めを行うことが必要である。そのため、従来の連絡体制を総点検し、必要な見直しを行うべきであるとの意見があった。

また、機構においても同様に、名義書換請求までの期間短縮、発行会社からの偽造株券情報の提供等について、必要な実務運用の改善や規則の見直しについて早急に検討を行うことで意見が一致した。

会員における社内規則の制定及び点検

会員において一連の事務手続き等を勘案した社内規則の制定を義務付ける規則を新設することについては、既に会員各社の多くが社内規則を設置していることから、これを行わないこととした。

なお、ガイドラインの実効性を担保するために、株券の受入れから注文発注までの手続きについて、各社において上記ガイドラインに基づき社内規則を作成し、既に作成している場合は当該内容を点検するよう本協会から会員に対してガイドライン策定後要請することとした。

2. 統一慣習規則等の見直しについて

「店頭売買事故証券の処理に関する規則」(統一慣習規則第一号)の内容の見直しについて

現行の規則は、会員間において適用されるものであるが、当該規則に則って実務運用している会員は少なく、事実上、顧客との間の事故株券の取扱いにおいては、当該規則を超えて対応せざるを得ない状況が多々発生している。

精巧に偽造された株券が、名義書換代理人の真贋チェック及び名義書換手続きにおいても発見されず、機構名義に書き換えられて参加者に交付され相当な期間経過後に偽造株券であることが判明する稀なケースも想定され、当該名義書換手続きを行った発行会社及び名義書換代理人を含めた真正株券への差換手続きを検討すべきであるとの意見や現行の1年3ヶ月に限った事故除去請求期間の妥当性について、事故株券を受領した者への救済の観点から議論すべきであるとの指摘もある。

当該規則は、会員間での取決めであるが、証券取引所(店頭売買有価証券市場における取引を含む。)の決済が機構において行われ、上場会社の65%が現在機構に預託されている現状に照らし、今後更に機構預託を推進し、機構参加者の交付請求には事故の懸念の無い機構名義株券を交付することを原則とする場合において、当該システムを前提とした新たな事故処理ルールの方策が必要であるとの認識が確認された。

また、現状において問題となっているのは、会員と顧客の間での処理であり、名義書換失念株に係る配当を1年3ヶ月を経過した後請求された場合であっても会員は顧客に支払う場合が多く、必ずしも当該規則に頼って対応しているとは限らないこと等を勘案すると、当該規則における株券の取扱いに関してはもはや意義は薄れていることが確認された。

ただし、判例でも統一慣習規則が引用されているので、機構で取扱われない株券については当該規則に基づいて処理されればよいと考えられること、また、当該規則は公社債も対象としていることから、その存置については別途検討することとした。

「事故株券及び権利の引渡未済の処理に関する申合」の取扱いについて

東証の会員懇談会では、昭和24年に取引所会員間の事故株券の取扱いについて「事故株券及び権利の引渡未済の処理に関する申合」として制定したが(大阪及び名古屋 取引所では「事故株券処理要領」という名称で同様の内容が取引所のルールとして規定されている。)当該申合せは、現在においても東証の規定集などに掲載されるなど、その取扱いが曖昧のままとなっている。また、当該申合せは実質的には適用することが困難であるなど、廃止同然となっており、適用されるとしても、本協会の統一慣習規則と事故除去請求

期間が異なるなど（本申合せは１年間）規定内容についても問題があることから、その位置づけを明確にし、公表すべきであるとの意見があった。

そこで、東証にその点を確認したところ、「会員懇談会における取引所の会員間における申合せが現在の取引参加者に適用されるか否かについて必ずしも明確でない部分があるが、仮に申合せが現在も有効であるとしても、本券授受による決済から口座振替による決済への移行及び清算機関方式の導入により、取引所取引の決済について、取引所の取引参加者間で決済のために本券が授受されることはなく、申合せを適用すべき事象は発生しない状況となっている一方で、機構では、不適格株券を預託した参加者には株券の差替又は参加者口座簿の減額記帳を求めており、現在、事故株券は機構における預託の問題として処理されることとなっている。したがって、申合せの対象となる事象がない以上、現時点において敢えて位置づけの明確化及び公表をする必要はないと考えられる。」との意見があった。

こうした経緯を踏まえ、本ワーキンググループにおいては、今後当該申合せは、効力がないものとして取り扱うことが望ましいとの結論に達した。

そのため、東証に対しては、規定集から当該申合せを削除するよう要請することとし、あわせて他取引所における規則についても、同様の取扱いを行うよう要請することとする事で意見が一致した。

・盗難株券等の対応について

平成１５年４月１日より従来の公示催告・除権判決制度に代わり株券失効制度が導入され、保管振替制度においては、保管振替機関は株券喪失登録がされていると認めるときは当該株券について預託を受けることができないこととなった。株券の盗難にあった株主等株券を喪失した者は、株券喪失登録の申請を行い、株券が無効となってから株券の再発行を受ける必要がある。株券喪失登録の申請があると名義書換代理人は、株券喪失登録簿を作り株券の記番号等を記載又は記録することとなるが、株券喪失登録のあった株券に係る情報の開示が株券失効制度においては、株券喪失登録簿に限られることから、機構参加者が株券を預託するのに際し、簡易に照会できるように開発されたシステムがシトラスである。

株券喪失登録が為された株券については機構への預託ができなくなることから、会員が受入れた株券について即座に売り注文を受託・執行することには問題があり、一定の期間売り注文の執行を凍結すると共に受入株券をシトラスで照会して株券喪失登録の有無の確認を行い、さらに機構への早期預託を行う必要がある。

一方で、盗難にあった株主等から発行会社又は名義書換代理人に盗難の事実が通報された場合、名義書換代理人においては、当該情報を「仮事故情報」として登録・管理するなどの対応を行ってきた。機構においては、発行会社又は名義書換代理人において仮事故情報が登録された場合、公示催告・除権判決制度の下で名義書換を行った場合、将来当該株券が無効となる可能性があったことなどから、当該株券を預託不適格株券としてきた経緯がある。しかし、株券失効制度の導入に伴い名義書換代理人における仮事故情報の取扱いについても変化が見られるようになったことが判明し、今後の仮事故情報の取扱いについて再検討する必要性が認められ、機構より次のとおり問題提起が行われて本ワーキングにおいて検討を行った。

1．機構における仮事故株券の取り扱い

株券失効制度の導入や仮事故の取扱いの現状等を踏まえて、いわゆる仮事故株券の名義書換を行うことについてどのように考えるかとの機構からの問題提起を受け、本ワーキングにおいて検討したが、以下に代表される意見が提示されたものの、結論を得るには至らなかった。

仮事故の段階で名義書換を行うことは、その直後に株券喪失登録が行われる可能性が高く、実際に株券喪失登録が行われると顧客に株券を返還することになってしまい、顧客に迷惑がかかることになるので現状どおり書換を行わないこととすべきである。

仮事故情報は有用であり、早期に参照できることが望ましい。また、シトラスに仮事故情報を掲載できれば、その情報をもとに機構へ預託するかしないかの判断ができる。

仮事故でも機構に株券を預託でき、名義書換が行えることになるのは事務的な負担が軽減するので効率的である。

別途、本件については、機構において検討を行うことで意見が一致した。

・その他

上記の他、株券の物理的な偽造防止のために、発行会社に対して偽造されにくい株券の作成を要請する必要があるのではないかといった問題点や最近偽造事件が多発している未公開会社の発行する株券についても検討を行った。その結果は以下のとおりである。

1．偽造しにくい株券券面の作成について

ホログラムやＩＣチップなどを株券に埋めこむなど、偽造防止の対応を行っている発行会社が多数存在していることから、これら偽造しにくい株券の利用について検討を行ったが、５年後には株券不発行制度が導入されることが決定しており、短期間の対応はコスト面で発行会社の同意を得ることが難しいこと、既に市場で流通している株券の量を考えれば、今後新たに発行する株券に導入しても効果は殆ど得られないことなどから、その導入を強く発行会社に要望することは難しいとの結論に達した。

仮にそのような対応をした場合、株券の様式に変更が生じることから、株式懇話会の標準様式あるいは取引所等の上場基準の見直しが必要となることも想定されるため時間的な余裕が無いとの指摘もあり、今回は問題提起に留めることとした。

しかし、偽造株券事件の未然防止の観点から、発行会社においても最新の偽造予防技術を用いた券面を作成するよう、折りに触れ、発行会社、印刷会社等の関係者に働きかけることが必要であるとの確認が行われた。

また、株券不発行制度の導入に先駆け、可能な限り株券を機構に集約するような施策を推進し、現物株券の流通量を減らす努力を行うことこそが重要であるとの確認も行われた。

2．未公開会社の発行する株券の偽造への対応

最近発生したＤＨＣ株券の偽造事件は記憶に新しいところである。このような未公開会社の発行する株券偽造事件は、統一的な株券様式が存在しないことや、発行会社情報が公開会社に比べて極めて少ないことが原因であると考えられる。また、一部の偽造事件では、既存の会員名を無断で使用するなど、悪質な手口のものも見受けられることから、その対応については、厳正な態度で臨む必要があると考えられる。

しかしながら、未公開会社の発行する株券の場合は、その情報が少なく、証券会社の窓口で券面をチェックすることは非常に難しいといわざるを得ない。また、未上場・未登録銘柄であるグリーンシート銘柄や公開間近な銘柄を除き、会員として対応できることはほとんど無いのが現状である。

したがって、会員が未公開会社の株券を取扱う場合は、偽造株券等であるかのチェックを十分に行うとともに、必要に応じて発行会社への照会や捜査当局へ協力するなどの対応を行うことで意見が一致した。

なお、グリーンシート銘柄については、本協会の規則において株券様式の統一化及び名義書換代理人の設置を義務付けているものの、機構への預託対象株券となっていないことなど上場株券等と同様の偽造株券等の未然防止・早期発見への対応が困難であることから、引き続き本協会においてその取扱いを検討することとしたい。

・偽造株券等の早期発見、未然防止の対応に向けた今後の対応

これまで述べた偽造株券等の早期発見・未然防止の在り方については、標準日程の確定及びガイドラインの制定、偽造株券等の未然防止の為の取り扱いに関する周知を積極的に行っていくこととする。

なお、本ワーキンググループにおいて十分に議論が行えなかった関係機関での連絡体制に係る申合せ及び仮事故の取扱い等については、引き続き関係者において検討を行うこととする。

以 上

標準日程案

別紙

日数	X	X + 1	X + 2	X + 3	X + 4	X + 5	X + 6	X + 7
顧客	株券持込み							売り注文
証券会社	本人確認 券面確認	疑義発生 シラステック継続						口座凍結
機構				機構 預託		書換 請求		連絡
信託銀行						疑義発生 書換作業		
発行会社		報告	連絡				発行会社で 真偽判定	偽造 判明
取引所								連絡
日証協		疑義報告						連絡

被害報告